平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	各種障害者手当の支給								継続
コード	24	－	32	－	03	－	00	予算事業名	福祉サービスの充実
担当部署	福祉部		障害者福祉課		管理担当			予算事業コード	会計 10 款 03 項 01 目 03

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務：一部義務

基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市障害者支援計画
施策	3	障害者福祉の推進		
細施策	5	福祉サービスの充実	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律　川越市在宅心身障害者手当支給条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	毎年度、職員が法令等に基づき、所定の審査を行った上で、各種障害者手当の支給を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		387,362	387,283	401,178	393,778	386,851	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	387,481	388,677	386,284	383,461	386,851	381,475
人件費	B	5,136	2,201	2,201	2,935	4,402	2,935
総コスト（C＝A＋B）		392,617	390,878	388,485	386,396	391,253	384,410
正規職員（1年間の従事人数）		0.70人	0.30人	0.30人	0.40人	0.60人	0.40人
臨時職員（1年間の従事人数）							
国県支出金	D	156,419	159,972	156,731	155,281	155,880	154,590
その他特定財源	E						
市の財政負担（＝C－D－E）		236,198	230,906	231,754	231,115	235,373	229,820

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
活動	特別障害者手当等の支給金額	千円	94,686	95,382	98,668	100,496	103,561	26年度	103,561
	指標の定義・説明		1年間の特別障害者手当等の支給金額						
活動	在宅心身障害者手当の支給金額	千円	292,795	293,295	287,617	282,965	283,290	26年度	277,914
	指標の定義・説明		1年間の在宅心身障害者手当の支給金額						
活動	特別障害者手当等の支給件数	延べ人数	4,378	4,439	4,594	4,689	4,836	26年度	4,836
	指標の定義・説明		1年間の特別障害者手当等の支給件数						
活動	在宅心身障害者手当の支給件数	延べ人数	58,633	59,041	58,294	57,588	58,020	26年度	56,820
	指標の定義・説明		1年間の在宅心身障害者手当の支給件数						
指標に基づく評価			在宅の重度心身障害者に対して手当を支給し、経済的・精神的負担を軽減するとともに、経済的援助をもとにした社会参加と自立支援を促進する成果を挙げている。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1)　現在の課題と状況　課題はない

在宅心身障害者手当は、県の補助金交付要綱の改正に伴い、平成21年度に65歳以上の新規手帳取得者の見直しを行い、平成23年度以降、支給金額が減少しました。また特別障害者手当等の支給については、法令等に定められた法定受託事務である。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

在宅心身障害者手当は、県の補助もあることから県内の市町村では、類似の支給を行っている。特別障害者手当等は法定受託事務のため、各市町村同一である。

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

在宅心身障害者手当を受給している方は、手当がすでに生活費の一部として欠かせないものとなっているため、経済的にも精神的にも負担を強いることになります。特別障害者手当等は、法定受託事務のため、廃止・縮小は困難である。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			福祉部				障害者福祉課	管理担当
事務事業名称			24	32	03	00	各種障害者手当の支給	
今後3年間の方向性	25年度	改善（見直し）	在宅心身障害者手当については、他市の状況及び県の補助対象とならない市独自で支給している部分の経緯を調査し、支給額・支給対象の妥当性を検討する。					
	26年度	改善（見直し）	在宅心身障害者手当については、他市の状況及び県の補助対象とならない市独自で支給している部分の経緯を調査し、支給額・支給対象の妥当性を検討する。					
	27年度	改善（見直し）	在宅心身障害者手当については、他市の状況及び県の補助対象とならない市独自で支給している部分の経緯を調査し、支給額・支給対象の妥当性を検討する。					